

1. 件名：新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（870））
2. 日時：平成30年4月16日 16時00分～20時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

東北電力株式会社 原子力部(原子力設備) 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他1名

中部電力株式会社 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当 他2名

中国電力株式会社 電源事業本部(原子力設備) 担当

電源開発株式会社 原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち要目表（火災防護設備・補機駆動用燃料設備）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【要目表（火災防護設備・補機駆動用燃料設備）関係】

- 水系消火配管の主配管の範囲について、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」等に基づき整理して提示すること。
- 厚さ（主要寸法）の設計確認値を記載しない火災区域・区画について、設置変更許可申請書との整合性を整理して提示すること。
- 火災区域・区画について、要目表、添付図面、火災防護に関する説明書で齟齬があるため、再度整合性を整理して提示すること。
- ハロンボンベから各区域へのガス系配管について、規制上の主配管を明確にするため、選択弁の弁番号を追記する等整理して提示すること。
- 設定根拠説明書について、各系統の上流側の機器の仕様を根拠にするとともに、上流側に複数の機器がある場合はそれらの関係が分かるよう整理して提示すること。
- 系統図について、防護する火災区域・区画が分かるよう整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備（本文）

- ・ 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（その他発電用原子炉の附属施設【火災防護設備】）
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備（添付書類（図面））
- ・ 日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設のうち補機駆動用燃料設備（本文）